

ペット飼育に関する覚書

貸主代理 ジーエスホーム株式会社を甲、賃借人_____を乙として
乙が飼育するペット(以下、本件ペットという)について、甲乙間で以下の通り合意する。

第1条 (飼育の制限)

甲は、乙が本物件において、次に掲げるペットを飼育する事を承諾する。

一、小型犬または猫・小動物

二、乙は、ペットの飼育にあたって飼育申請手続きを経て甲の承認を得なければならない。

三、前項に掲げる飼育することができる犬猫は、甲が飼育申請時点において、成犬猫時の体重がおおむね 10 kg以下、体高 50cm 程度に限り合計 1 匹とする。

第2条 (遵守事項)

飼い主はペットを飼育するに当たり、次の各号に掲げる事項を守り、ペットを適正に飼育しなければならない。

ア ペットは、賃貸住宅の室内(以下「住戸」という)で飼育しなければならず、ペットを自由に外出させ、又はバルコニー、共用部において飼育もしくは放置しないこと。

イ ペットの鳴き声やペットの足音が響きやすい構造になっており、飼い主は居住者及び近隣住民等への損害又は迷惑の防止に努めること。

また、ペットの糞尿等による悪臭や無駄吠え等で本物件の居住者及び近隣住民等への損害又は迷惑の防止に努めること。

ウ 住居以外の場所で動物に餌や水を与え、または排泄をさせないこと。

やむを得ずペットが住戸の外で排泄をした場合は糞便を必ず持ち帰るとともに排泄した場合又は排泄物を衛生的な方法により適切に清掃、消臭等をし、処理すること。

エ 敷地及び廊下、階段等の共用部分においては、首輪をしてリードでつないだ上で抱きかかえかケージに入れて運ぶこと。

オ ペットを常に清潔に保ち、疫病の予防、ノミ・ダニ等の衛生害虫の発生防止及びペットの健康管理を行うこと。

ク 犬猫の飼育に当たっては、集合住宅での飼育に適するしつけを十分にすること。

なお住民等の近隣からのクレーム(騒音等)が発生した場合は、管理会社の指示もしくは指導又は警告等に従うこと。

第3条 (飼育の禁止)

一、遵守事項等に対し指導又は警告等に従わない飼い主に対し、ペットの飼育を禁止することが出来る。

二、前項の飼育禁止にもかかわらず飼い主がペットの飼育を止めない場合は、賃貸借契約を解除し、又は賃貸借契約の更新を拒絶することが出来る。

第4条（ペット飼育に伴う費用について）

ペットの飼育をされる場合、必ず事前に管理会社に申請し必要書類等、早急に提出する事を義務とする。また、ペット飼育代として月額 3,000 円を賃料に上乗せとし退去時に追加清掃費用として 30,000 円（税別）を乙は甲に支払うものとする。

第5条(退去時の原状回復)

乙が、賃貸借契約の終了により建物を甲に明け渡すときに本件ペットによる室内の床・建具・内装材ならびに設備等、破損、汚損、変色、異臭等が認められる場合には修理・張替え・取替等を行い入居前の状態に原状回復する。但し原状回復に要する費用は乙の負担とする。

【特記事項】

※ペットの爪痕・歯痕による傷やトイレ以外でペットの排出をさせたことによる床下・建具への臭いや腐食については全て損料となり、過去に原状回復費用が膨大になった事例もあるため特に注意して下さい。

※共用部分、廊下、エントランスでは必ず抱きかかえてください。

※ペットの写真を送付して下さい。

【物件名】_____

ペット種別 小型犬 ・ 猫 ・ その他 種類_____

賃主代理（甲） 住 所 大阪市都島区東野田町1丁目21番14号605

氏 名 ジーエスホーム株式会社

賃 借 人（乙） 住 所_____

氏 名_____